

公告 20 号
令和7年2月19日

被 保 険 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷浦 稔

任意継続被保険者の標準報酬月額に係る件

健康保険法第47条2項に規定する令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、令和6年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の上限とすることとなっており、下記のとおりであるので公告します。 了

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 標準報酬月額 | 530, 000円 |
| 2. 標準報酬日額 | 17, 670円 |
| 3. 適用年月日 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |

以 上